平成２９年（フ）第３５３５号
大阪府東大阪市中石切町１丁目８番32号　アイプラザ　503
債務者　橋本重機こと橋本晃一こと　ＫＷＯＮ　ＯＨＪＩ　権　　五智
1　決定年月日時　平成29年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月１日まで
　　大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３５５１号
大阪市中央区島之内１丁目11番30号　イトウアレイ500号
債務者　中野　義尚
1　決定年月日時　平成29年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月１日まで
　　大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３７２０号
大阪市旭区今市１丁目13番６号
債務者　中道　康浩
1　決定年月日時　平成29年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月１日まで
　　大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３７２１号
大阪市旭区今市１丁目13番６号
債務者　中道由希子
1　決定年月日時　平成29年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月１日まで
　　大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３７２７号
大阪府吹田市泉町２丁目46番10―２号
債務者　内布　武司
1　決定年月日時　平成29年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月１日まで
　　大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３７２８号
大阪府吹田市泉町２丁目46番10―２号
債務者　内布真里子
1　決定年月日時　平成29年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月１日まで
　　大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３７５７号
大阪市平野区加美東２丁目４番20号　西田方
債務者　鳥谷　幸彦
1　決定年月日時　平成29年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月１日まで
　　大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１４号
熊本県玉名市山田1836番地　糠峯団地11棟203号
債務者　永田　雅一
1　決定年月日時　平成29年９月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月２日まで
　　熊本地方裁判所玉名支部

平成２９年（フ）第３３号
熊本県玉名市大浜町3875番地１
債務者　野田　貴裕
1　決定年月日時　平成29年９月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月２日まで
　　熊本地方裁判所玉名支部

平成２９年（フ）第１０号
岩手県釜石市小川町１丁目５番346号　小川アパート１号
債務者　青山　茂樹
1　決定年月日時　平成29年９月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月６日まで
　　盛岡地方裁判所遠野支部破産再生係

平成２９年（フ）第１１号
岩手県釜石市小川町１丁目５番346号　小川アパート１号
債務者　青山　千佳
1　決定年月日時　平成29年９月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月６日まで
　　盛岡地方裁判所遠野支部破産再生係

平成２９年（フ）第３１号
秋田県大館市片山町１丁目６番16号、住民票上の住所秋田県大館市釈迦内字館58番地23
債務者　齋藤　哲也
1　決定年月日時　平成29年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月６日まで
　　秋田地方裁判所大館支部

平成２９年（フ）第７３号
茨城県北茨城市磯原町大塚147番地１
債務者　金田　和将
1　決定年月日時　平成29年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月６日まで
　　水戸地方裁判所日立支部

平成２９年（フ）第７５号
茨城県北茨城市大津町1056番地１
債務者　鈴木　義正
1　決定年月日時　平成29年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月６日まで
　　水戸地方裁判所日立支部

平成２９年（フ）第１０３号
富山市堀川小泉町797番地１北野ハイツ301号
債務者　山下　美樹
1　決定年月日時　平成29年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月６日まで
　　富山地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第５２号
石川県小松市平面町カ139番地１　レントビレッジ105号室
債務者　土定　英明
1　決定年月日時　平成29年９月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月６日まで
　　金沢地方裁判所小松支部

平成２９年（フ）第３１号
石川県七尾市古府町サ部６番地１
債務者　竹本　浩之
1　決定年月日時　平成29年９月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月６日まで
　　金沢地方裁判所七尾支部